

公 示

稚内地方合同庁舎等施設において、食事提供等の営業のため、庁舎の使用許可を希望する業者の公募について、次のとおり公示します。

令和 2年 12月16日

国土交通省北海道開発局

稚内開発建設部長 幡 本 篤

1 対象業者

稚内地方合同庁舎等の下記の施設において、食事提供等の営業のため、庁舎の使用許可を希望する業者

2 対象施設

官 署 名	住 所	施 設 名	使用面積	業者選定数
稚内地方合同庁舎	稚内市末広5丁目 6番1号	食堂	171.58㎡	1業者
		売店	31.11㎡	
		自動販売機(飲料水)	2.76㎡	
稚内道路事務所	稚内市潮見5丁目 7番37号	自動販売機(飲料水)	0.86㎡	
稚内港湾事務所	稚内市末広4丁目 5番33号	自動販売機(飲料水)	0.86㎡	

3 企画競争参加資格要件

- (1) 法人等(個人、法人又は団体をいう。)の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員または支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)ではないこと。
- (2) 役員等が、自己、自社、若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的を持って、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者ではないこと。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者ではないこと。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながら、これを不当に利用するなどしている者ではないこと。

- (5) 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者ではないこと。
- (6) 暴力団又は暴力団員及び(2)から(5)までに定める者の依頼を受けて、公募に参加しようとする者ではないこと。

4-1 説明書(使用許可申請書関係書類)を交付する場所及び方法

- (1) 期間 令和2年12月16日(水)から12月24日(木)までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日
- (2) 時間 9時00分から17時00分まで(12時00分から13時00分までを除く。)
- (3) 場所 稚内市末広5丁目6番1号 稚内開発建設部総務課(4階)
- (4) 方法 配付(交付依頼書による郵送等配付を希望の者は別紙4『公募説明書交付依頼書』にて申し込むこと)

4-2 施設の下見について

- (1) 日時 令和2年12月18日(金)～令和2年12月23日(水)
9時00分から16時00分まで(12時00分から13時00分までを除く。)
- (2) 場所 稚内地方合同庁舎 6階食堂及び売店
- (3) 受付 下見を希望する者は、前日16時00分までに10の照会先にその旨連絡をしてください。

5 施設の概要と営業条件

別紙1、2、3のとおり

6 提出書類

- (1) 稚内地方合同庁舎等使用許可申請書
- (2) 添付書類
 - ア 会社等概要
 - イ 過去3年間の社会的信用失墜行為の有無
 - ウ 店舗別営業開始日一覧表
 - エ 過去3年分の保健所からの指摘事項及び改善措置状況
 - オ 経営規模等調査票
 - カ 過去3年分の法人税(法人の場合)、所得税(個人の場合)、消費税及び地方消費税に係る納税証明書(その3)
 - キ 法人の場合 → 商業登記簿謄本、個人の場合 → 身分証明書(市町村発行)
 - ク 直近3年分の決算書
 - 法人の場合 → 貸借対照表、損益計算書、利益処分書
 - 個人の場合 → 決算等財務状態が確認できる書類
 - ケ 提案書(A4版片面・様式適宜・10枚程度)
 - コ 暴力団排除に関する誓約書

7 使用許可申請書受付

- (1) 受付期間 令和2年12月17日(木)から12月24日(木)までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日
- (2) 受付時間 9時00分から17時00分まで(12時00分から13時00分までを除く)
- (3) 場所 稚内市末広5丁目6番1号 稚内開発建設部総務課(4階)
- (4) その他 説明書(使用許可申請書関係書類)の配付を受けていない業者の申請は受け付けません。

8 使用業者の決定方法

企画内容及び経営実績等を総合的に審査の上、使用許可の可否を決定します。

9 その他留意点

- (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。
- (2) 申請書等の作成及び提出に要する費用は、申請者側の負担とします。
- (3) 提出された提案書は、当該申請者に無断で二次的に使用することはありません。
- (4) 採用されなかった提案書について、返戻を希望する場合は、その旨、申出願います。
- (5) 申請書等に虚偽の記載があった場合は、当該申請書等を無効とします。
- (6) 特定した提案内容については、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」(平成11年法律第42号)第3条の規定に基づき、開示請求があった場合は、当該企業等の権利や競争上の地位等を害するおそれがないものについては、開示対象となる場合があります。
- (7) 特定された者は、企画競争を実施した結果、最適な者として特定されただけであり、会計法令に基づく契約手続の完了までは、契約関係は生じません。
- (8) 上記の7(1)に記載している受付期間終了までに稚内開発建設部総務課に到達しなかった提案書は、いかなる理由をもっても特定されませんので留意願います。
- (9) 提案書を特定しなかった応募企業に対しては、当該提案書を特定しなかった理由を付し、書面で通知します。
- (10) 上記(9)の説明は、実施部局として説明責任を果たす趣旨であり、別途行われる特定手続や契約手続の執行を妨げるものではありません。

10 照会先

稚内市末広5丁目6番1号 稚内開発建設部総務課(4階)

電話(0162)33-1009(ダイヤルイン) 担当 大島

(0162)33-1028(ダイヤルイン) 担当 鈴木

施 設 概 要

1. 稚内地方合同庁舎

- (1) 施設の所在地 稚内市末広5丁目6番1号
- (2) 区分 建物
- (3) 貸与施設の規模
- | | |
|-------------------|-----------------------------------|
| ア 食堂・厨房の使用面積 | 171.58㎡ |
| イ 売店の使用面積 | 31.11㎡ |
| ウ 自動販売機（飲料水）の使用面積 | 2.76㎡ |
| | （1階：1.68㎡・2台、6階：1.08㎡・2台） |
| エ 電力 | 100V |
| | （厨房の冷凍冷蔵庫・蒸し器・食器洗浄機・食器消毒保管庫は200V） |
| オ ガス | プロパンガス |
| カ 給排水施設 | 有り |

2. 稚内道路事務所

- (1) 施設の所在地 稚内市潮見5丁目7番37号
- (2) 区分 建物
- (3) 貸与施設の規模
- | | |
|-------------------|---------|
| ア 自動販売機（飲料水）の使用面積 | 0.86㎡ |
| | （1階：1台） |
| イ 電力 | 100V |

3. 稚内港湾事務所

- (1) 施設の所在地 稚内市末広4丁目5番33号
- (2) 区分 建物
- (3) 貸与施設の規模
- | | |
|-------------------|---------|
| ア 自動販売機（飲料水）の使用面積 | 0.86㎡ |
| | （1階：1台） |
| イ 電力 | 100V |

営 業 条 件

【施設共通】

項 目	営 業 条 件
施設の目的	稚内地方合同庁舎等の職員及び来庁者の利便に資することを目的とし、職員の福利厚生 の増進のため、良質で低廉な食事と物資を供給するための施設である。
運営方針	物資の供給にあたっては、職員の需要を的確に把握するとともに、その需要に十分配慮 するものとする。 食事の提供にあたっては、常に職員の健康、栄養に配慮するものとする。 安全衛生管理の徹底と環境に配慮するものとする。 清廉な身だしなみと心地よい接客マナーに心がけるものとする。
国有財産の使用許可	施設の営業に当たっては、「行政財産を使用又は収益させる場合の取扱いの基準につい て」(昭和33年1月7日蔵管1号)に基づき、国有財産部局長に対し国有財産の使用許可を 申請し、国有財産法第18条第6項及び第19条の規定に基づく許可を受けるとともに、その 条件を厳守すること。
国有財産使用許可期間	取扱基準に基づき国有財産の使用許可期間は1年以内とし、必要に応じて更新できるもの とする。なお、使用許可の始期から5年を超えて更新することはできない。おって、法令又は 制度の改正が行われるなど特段の事由が生じた場合には、更新を行わないことがある。
施設使用料	取扱基準に基づき国有財産使用料を徴収する。
営業開始予定日	令和3年4月1日(木) ※予定日であり、実際の営業開始日は協議の上、決定する。
営業日	「行政機関の休日に関する法律」(昭和63年法律第91号)第1条に規定する日を除く毎日 とする。
衛生管理等	衛生管理及び安全管理は、使用許可業者において全責任を負うこと。
報告事項等	収支に関する報告を求めた場合は、応じること。
庁舎への出入り等	庁舎管理規程に従うこと。
営業品目及び営業価格	別紙3のとおりとするが、具体的には提案によるものとする。なお、市場価格の変動及び利 用状況等により使用許可業者が変更しようとするときは、協議の上変更することができるもの とする。
光熱水料費	施設経営に係る光熱水料は、個別メーター等により使用許可業者が負担すること。
その他	施設の営業に当たり、保健所等への申請又は届け出が必要な場合は使用許可業者が行う こと。 営業において発生した廃棄物の処理費用は、使用許可業者が負担すること。

【食堂】(稚内地方合同庁舎)

項 目	営 業 条 件
営業時間	午前11時30分～午後1時30分 具体的には提案によるものとする。 なお、打合せによって双方が合意すれば、営業時間の変更は可能とする。
サービス方法	セルフサービス方式とするが、別途提案は受け付ける。
精算方法	現金による食券の購入、その他のシステムを提案すること。
提供価格	概ね定食550円、麺類400円前後を基準とし、具体的には提案によるものとする。
設備及び備品類	厨房設備、テーブル及び椅子等の備品類は貸与する。 厨房設備の使用料は建物の施設使用料に含まれる。 備品類の使用料は、使用許可業者が負担すること。 その他運営上必要な備品類については、使用許可業者が用意すること。 貸与する備品類の修理は、原則として使用許可業者において行うこと。
消耗品類	貸与する備品類以外の鍋、釜、食器類その他必要な消耗品については、使用許可業者が 用意すること。
その他	営業時間外において、職員から施設の使用申請があった場合は、業務に支障のない範囲 で認めること。 上記条件に記載のない項目については、別途協議する。

【売店】(稚内地方合同庁舎)

項 目	営 業 条 件
営業時間及び販売品目	午前8時00分～午後2時30分 具体的には提案によるものとする。なお、打合せによって双方が合意すれば、営業時間の変更は可能とする。
精算方法	現金システムとするが、別途提案は受け付ける。
備品類	必要な備品類については、使用許可業者が用意すること。
消耗品類	必要な消耗品類については、使用許可業者が用意すること。
その他の管理運営施設	自動販売機6台を指定する場所に設置し、その管理運営を行うものとする。 具体は別記《自動販売機》のとおり。
その他	上記条件に記載のない項目については、別途協議する。

《自動販売機》

項 目	営 業 条 件
設置場所	稚内地方合同庁舎に4台(1階に2台、6階に2台)、稚内道路事務所に1台(1階)、稚内港湾事務所に1台(1階)設置すること。
機械の管理	自動販売機は使用許可業者が用意し、管理すること。 商品の詰め替えは使用許可業者において行うこと。 機械を固定するなど、安全管理の措置を講ずること。
空き缶等の回収	自動販売機の横にゴミ箱を設置し、回収及び庁舎外搬出処分は使用許可業者において行うこと。
その他	上記条件に記載のない項目については、別途協議する。

営業条件に係る補足説明事項

① 経営は職員及び来庁者の利便に資する目的をもって行うこと。
② 営業に当たっては食品衛生法等の法令及び規則を遵守すること。
③ 使用許可された営業内容の第三者への譲渡又は請負を禁止する。
④ 事業設備の第三者への貸与及び許可した業種以外の利用は禁止する。
⑤ 設備及び物品は善良なる管理者の注意義務で管理すること。
⑥ 営業時間を遵守し、品質、分量、規格及び価格については職員及び来庁者等の利用しやすいものにする。
⑦ 従業員の身分保証、健康管理及び服務規律は使用許可業者の責任において行うこと。
⑧ 国有財産の使用許可期限経過後は、速やかに施設等の原状回復を行うこと。
⑨ 使用許可業者に貸与できる厨房設備・備品類は、下見会で見る事ができる。
⑩ 使用許可業者は債務不履行の場合、秘密の保持に関する義務に違反した場合、その他業務に関して稚内開発建設部に損害を与えた場合には、稚内開発建設部に対しての一切の損害を賠償するものとする。
⑪ 使用許可業者は、自己の都合により本業務を解除しようとするときは、2か月前に書面により申し出ることにより解除することができる。ただし、その場合は納付済の使用料は返納しない。
⑫ 営業条件に定めのない事項に関しては、必要に応じて協議する。

参考

稚内地方合同庁舎に勤務する職員数は、約200名である。

職員の勤務時間は、8時30分から17時15分までである。(一部の官署は17時00分まで)

販売品目(食堂)

メニュー	価 格	構 成	提供時期	備 考
日替わり定食		ご飯・味噌汁・主菜・付け合わせ	通年	
日替わりランチ		井もしくはワンプレート、 ミニ組み合わせ等 味噌汁・漬物	通年	
塩・醤油・味噌ラーメン		ラーメン	通年	
かけそば・うどん		麺・ねぎ	通年	
天ぷらそば・うどん		麺・天ぷら	通年	
カレーライス		カレーライス・福神漬	通年	
ライス		ライス・漬物	通年	
冷やしラーメン		麺・具	夏季	
もりそば・うどん		麺・ネギ	夏季	

※メニュー及び構成は、具体的には提案書による。

※販売価格は、定食等は550円、麺類は400円前後を基準とし、具体的には提案書による。

販売品目(売店)

品 目	価 格	規 格	販売期間	備 考
食 品			通年	即席麺類
食 品			通年	弁当・おにぎり
食 品			通年	パン類
食 品			通年	菓子類
日用雑貨			通年	
飲料			通年	栄養ドリンク ・ヨーグルト等
クリーニング取り次ぎ			通年	
バス回数券取り扱い			通年	

※品目、価格及び取り扱いサービスは、具体的には提案書による。

(自動販売機)

(清涼飲料水)

品目	価格	規格	販売期間	備考
清涼飲料水		缶・瓶 190～350ml	通年	コーヒー・お茶・ジュース・炭酸飲料・水等
清涼飲料水		ペットボトル280～500ml	通年	お茶・ジュース・炭酸飲料・水等

※品目及び規格は、具体的には提案書による。

※販売標準価格は150～200円程度とし、具体的には提案書による。

宛 先:北海道開発局稚内開発建設部総務課 大島合同庁舎管理官
FAX番号:0162-33-1040

公募説明書交付依頼書

稚内地方合同庁舎等施設において、食事提供等の営業のため、庁舎の使用許可を希望する業者の公募

商号又は名称	
代表者氏名	
担当者	
電話番号	
FAX番号	

※公示 4-1(3)での交付等が困難な場合は、事前に本様式「公募説明書交付依頼書」に必要事項を記載の上、FAXで上記まで送信した後、公募説明書等を記録するためのCD-R等及び返信用封筒(表に申請者の郵便番号、住所及び商号又は名称を記載し、簡易書留料金を加えた所定の料金に相当する切手を貼った角形2号封筒とする。)を同封し、公示 4-1(3)の場所へ郵送(簡易書留に限る)又は託送(簡易書留と同等のものに限る。)により申し込むこと。

※注意事項

- ・CD-R等及び返信用封筒が稚内開発建設部に到着してからの交付となりますので、ご注意ください。
- ・返送するCD-R等が申請書等の受付期限前にはお手元に届くよう、日程にご留意ください。

※以下は稚内開発建設部使用欄のため、記入不要です。

C D - R 等 及 び 返 信 用 封 筒 受 付 日	令和 年 月 日
公 募 説 明 書 等 発 送 月 日	令和 年 月 日
書 留 番 号	
備 考	